

第
2
編

重点的取組み

桑折町総合計画の重点的取組み

桑折町総合計画は、基本理念で掲げた3点の実現に向け、7つの分野ごとに体系化した多様な施策(第3編 基本計画)を展開していくこととなりますが、東日本大震災と原発事故災害からの復興を着実に成し遂げるためには、横断的な視点で主要施策や事業を関連付け、次の3点について重点的に取り組むことが必要です。

重点 1

原発事故災害からの克服

町民が安心して生活できる環境を一日も早く取り戻すため、町土の除染事業、町民の健康検査と長期的な健康管理など、様々な観点から重点的に施策を推進します。

重点 2

震災復旧と防災強化の推進

大地震で被害のあった公共施設や道路などの円滑な復旧に取り組むとともに、被害を受けた町民生活の正常化に向けた支援に取り組みます。

また、大震災の経験を教訓とし、今後の予期せぬ災害への備えを万全に整えるため、災害に強いまちづくりを推進します。

重点 3

新しい町づくりの推進

震災復旧と原発事故災害からの克服を果たし、将来にわたって桑折町が住みやすく魅力的な町へと発展していけるよう、復興の原動力となるたくましく思いやりがある子どもたちの育成を含め、新しい施策展開や復興に向けた事業を推進します。

第1章

原発事故災害からの克服



放射線の影響を避けようと窓を閉め切って授業に臨む子どもたち(醸芳小学校)

町土の除染推進

- 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、追加被ばく線量が年間1～20mSvの範囲の市町村は、除染計画を策定して、国の財政及び人的支援を得ながら取り組むことになっており、一日も早く町民の不安を解消するため、町が主体となって町内全域で放射線量の低減化を図ります。 第3編 第3章(1)
- 除染に伴い発生する土壌等は、国が財政的・技術的な責任のもと中間貯蔵施設へ搬入されるまで、町が仮置き場で3年間安全に保管します。 第3編 第3章(1)
- 一般住宅や公共施設等については、放射線量の詳細な測定を実施しながら、優先度を定めて除染事業を推進します。 第3編 第3章(1)第5章(5)
- 将来を担う子どもたちが生活空間として過ごす通学路、公園等については、放射線量を測定しながら、放射性物質の除染事業を推進します。 第3編 第3章(1)(3)
- 森林については、国が示した「森林除染の適当な方法等」や除染実施ガイドラインに従って、森林の伐採を伴わない除染事業を推進します。 第3編 第3章(1)(2)



【主な事業】

- ◆「こおり復興除染計画」の推進
- ◆除染推進のための講習会開催
- ◆除染に伴う機械や道具の貸出支給
- ◆森林の放射線量低減化事業の推進
- ◆一般住宅・公共施設等の放射線量低減化事業の推進
- ◆桑折町除染対策支援事業組合との連携
- ◆県除染人材バンク※(専門家等)の活用
- ◆線量低減化活動団体に対する支援事業
- ◆除染に伴う仮置き場の安全管理
- ◆道路・公園等の放射線量低減化事業の推進



除染講習会で真剣に聞き入る町内会長等
(H23.9.21 保健福祉センター)



仮置き容器の遮蔽効果を確認
(H24.2.17 桑折町役場)

※県除染人材バンク：福島県が平成24年1月に全国の専門家や作業の担い手を登録する「除染人材バンク」を創設、市町村の除染事業支援態勢をつくる。

(除染の計画期間)

平成23年11月1日から5年とし、重点期間を2年とします。

(長期的目標)

追加被ばく線量が年間1 mSv*以下となることを目指します。

(具体的目標)

平成25年8月までに、一般公衆推定年間被ばく線量を平成23年8月末と比べ、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態の実現を目指します。

また、子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校や公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月までに、子どもの推定年間被ばく線量が平成23年8月末と比べ、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態の実現を目指します。

(除染対象地域)

町全域において追加被ばく線量が年間1 mSv以上であるため、町内全域が除染対象。

(除染の実施主体)

町が主体となって全力で取り組みます。ただし、行政だけで全てを行うには相当な期間を要することから、早期に町内の除染を行うためには、町民等の協力をお願いしなければなりません。なお、空間放射線量が2.5 μSv/h以上の住宅又は、高校生以下の子ども或いは妊婦がいる2.0 μSv/h以上の住宅等については、緊急性を有することから町が除染を行います。

除染スケジュール

項目／年度	23年	24年				25年				26年	
	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4
詳細調査	▶										
除染計画説明会	▶	▶	▶	▶	▶						
除染講習会		▶	▶	▶	▶						
学校教育施設		▶	▶	▶							
通学路、歩道等		▶	▶	▶	▶						
公共施設、広場		▶	▶	▶	▶						
生活道路		▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶		
住宅、宅地		▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
果樹園、田、畑		▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
民間施設			▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
その他の道路			▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
森林(生活圏)			▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
仮置き場	▶	▶	▶	▶	▶						

資料：こおり復興除染計画

*Sv(シーベルト)：人体が放射線を受けたときの影響を表す、線量当量や実行線量の単位。
 *1 mSv(ミリシーベルト)：1,000 μSv(マイクロシーベルト)です。なお、Sv/hは1時間あたりの放射線による人体への影響を表す単位で、シーベルト/時間と読みます。

町民の健康を守る

第3編 第2章 (1)

- 放射性物質の影響による健康不安の高まりを踏まえ、放射線健康リスク管理アドバイザーを委嘱し、必要な助言や指導を受けながら、外部被ばくや内部被ばくに関する検査により長期的な健康管理を徹底します。また、特定健康診査※の検査項目に白血球や血小板検査を追加するとともに、若年層(19~39歳)の一般健康診査(県事業)に町が単独で貧血・白血球・血小板検査等を追加実施し、これまで以上にきめ細かい健康診査を行います。
- 放射線の影響から人体の修復機能を高めるため、免疫力向上などをテーマとした健康講座を開催します。
- 食品に含まれる放射性物質の不安を解消するため、町が購入した放射能測定器等を活用し、町役場桑島分庁舎において食品放射能濃度測定事業を推進します。
- 各種がん検診等の受診率を向上させるとともに、各種健康教育や健康相談などを開催し、生活習慣病予防意識の高揚と生活習慣病に関する知識の普及啓発に努めます。
- 原発事故災害下において、さらに地域医療の役割が大きくなっているため、構成市町と連携して公立藤田病院の経営安定に努めるとともに、体制充実を図ります。



食品放射能測定所を開設(H23.12.12 桑島分庁舎)

【主な事業】

- ◆放射線健康リスク管理
- ◆ホールボディカウンタによる全町民内部被ばく検査と長期的健康管理
- ◆放射線健康リスク管理アドバイザーの委嘱
- ◆特定健康診査検査項目の充実
- ◆若い人の一般健康診査項目の充実
- ◆食品放射能測定事業
- ◆免疫力アップの健康講座開催
- ◆各種検診事業、各種健康教育・相談事業
- ◆構成市町と連携した公立藤田病院の経営安定と体制充実

原発事故災害に伴う損害賠償請求

- 原発事故災害によって生じた緊急的事業費等については、東京電力(株)へ適切に賠償を求めます。
第3編 第3章 (1)
- 原発事故災害が、農業経営にもたらした全損害の賠償が迅速になされるよう、県や農業協同組合など関係団体と連携して支援を行います。 第3編 第6章 (1)

【主な事業】

- ◆原発事故災害に関する損害賠償請求
- ◆損害賠償請求に関する相談支援
- ◆伊達地域農業振興協議会への参加

※特定健康診査：生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳以上の保険加入者を対象とした健康診断を実施し、特定保健指導につなげる。

放射能から子どもたちを守る

- 放射線健康リスク管理アドバイザーから指導や助言を得ながら、子ども及び妊婦の長期的健康管理を行います。また、広報等を通して放射線健康リスクに関する正しい知識の普及と啓発に努めます。
第3編 第5章 (1)
- 子どもたちの健康を守り、放射線に対する不安を解消するため、県事業による長期的な健康管理調査や甲状腺エコー検査※等に協力し、健康の保持と増進を図ります。なお、もしも検査で異常が見つかったときは、放射線健康リスク管理アドバイザー及び県と連携して適切な対応に取り組みます。
第3編 第5章 (1)
- 乳幼児の食に関する正しい知識の普及啓発や食育、生活習慣改善事業の充実に努めます。
第3編 第5章 (1)
- 子どもたちが安心して伸び伸びと保育所や幼稚園で生活できるよう、更なる放射線量の低減化に向けた施設除染を継続的に進めます。 第3編 第5章 (2)
- 子どもたちが放射線に関する正しい知識と健康に生きていくための知識を身につけるため、健康教育と放射線教育を教育課程に位置付け、指導を行っていきます。 第3編 第5章 (3)
- 子どもたちが屋外での活動を控えている中で、心のリフレッシュや体力維持と向上につなげるため、放射線低線量地域での活動機会の充実を図ります。 第3編 第5章 (3) (4)
- 保育所給食・学校給食は、全量検査の徹底によって放射性物質に汚染されていない安全で安心な食材を使用するとともに、学校給食を活用した「食育」の充実を図ります。 第3編 第5章 (2) (3)
- 子どもたちが安心して学校生活に専念できるよう、更なる放射線量の低減化に向けた学校教育施設の除染を継続的に進めます。 第3編 第5章 (3)

【主な事業】

- ◆放射線健康リスク管理
- ◆放射線健康リスク管理アドバイザーの委嘱
- ◆ホールボディカウンタによる内部被ばく検査
- ◆放射線健康リスクに関する正しい知識の普及啓発
- ◆県事業による長期的な健康管理調査や甲状腺エコー検査等への協力
- ◆乳幼児の食に関する正しい知識の普及啓発
- ◆保育所・幼稚園施設放射線量低減化事業
- ◆健康と放射線教育の充実
- ◆校外活動の充実(放射線低線量地域での活動等)
- ◆子ども体験活動事業(放射線低線量地域での自然体験活動等)
- ◆食品放射能濃度測定器による全量検査と公表(保育所給食、学校給食)
- ◆学校給食を活用した「食育」の充実
- ◆教育施設放射線量低減化事業

※甲状腺エコー検査：チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児甲状腺がんがある。福島県では子どもたちの健康を長期的に見守るため、平成23年3月11日時点で18歳以下の県民を対象とし、ゼリーをつけた器械を首に当て甲状腺の状況を検査することとした。

第1章 原発事故災害からの克服

原発事故災害からの農業復興

第3編 第6章(1)

- 放射性物質の影響を受けない農産物づくりに向け、桑折町農地等放射性物質低減化対策協議会(町・町内会・JA・伊達果実など)における事業を推進し、農地除染に関する調査研究や農地除染作業に取り組みます。
- 農業協同組合等における農産物の放射能測定体制づくりを促進し、必要な支援に取り組みます。
- 認定農業者や農業関係団体などで構成する農業復興に関する会議を開催し、農業復興に向けた各種取り組みを推進します。
- 農産物の風評被害を払拭するため、町の広報紙やホームページなどで正確な情報発信等に努めるとともに、県や近隣市町、農業協同組合など関係団体と連携して農産物PRイベントを積極的に展開し、生産者と消費者との交流を通して農産物の信頼回復につなげます。

【主な事業】

- ◆桑折町農地等放射性物質低減化対策協議会事業
- ◆農地除染調査研究
- ◆桑折町農業復興会議の設置
- ◆「がんばっぺ桑折」農産物PR事業
- ◆果樹等放射性物質低減化対策事業
- ◆農地除染対策の推進
- ◆農地集約化・品目別団地化促進事業



果樹等放射性物質低減化対策に取り組む農業従事者

廃棄物の適正処分

- 災害廃棄物や放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処分します。また、処理場における放射線量などの情報を町民に随時発信します。 第3編 第3章(1)

安全で安心な水の供給

- 放射性物質や臭気対策として内之馬場浄水場に新設した活性炭注入装置※を継続して稼働するなど、安全でおいしい水の安定的供給を図ります。 第3編 第3章(5)

浪江町民を支援

- 自治活動をはじめ、生活安全や健康福祉、商業まちづくりなど多様な分野において、大地震と津波、原発事故によって仮設住宅での生活を余儀なくされた浪江町民の日常生活を支援するとともに、交流を促進します。 第3編 第7章(2)



浪江町と協定締結(H23.9.1)



浪江町役場桑折出張所を桑折町役場に開設(H23.9.13)

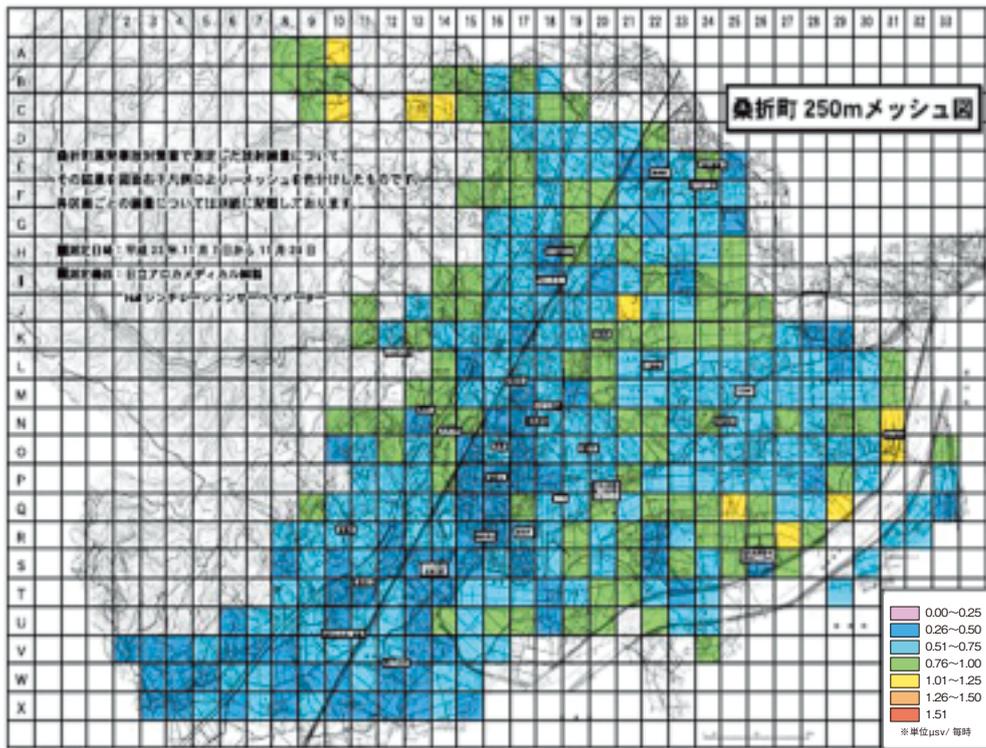
放射線量等の調査継続と情報発信

- 空間放射線量測定や水道水放射性物質モニタリング検査を継続的に実施します。 第3編 第3章(1)(5)
- 広報紙および町ホームページ、広報号外「復興情報」等で、生活空間における放射線量測定値や水道水放射性物質モニタリング検査結果、農産物の出荷規制情報、除染に関する進捗状況などの情報を随時発信します。また、原発事故に関する国や県からの重要情報を速やかに正確に町民へ伝達します。 第3編 第7章(1)
- 町外へ自主避難した町民への情報提供等に努め、町内への帰還促進を図ります。

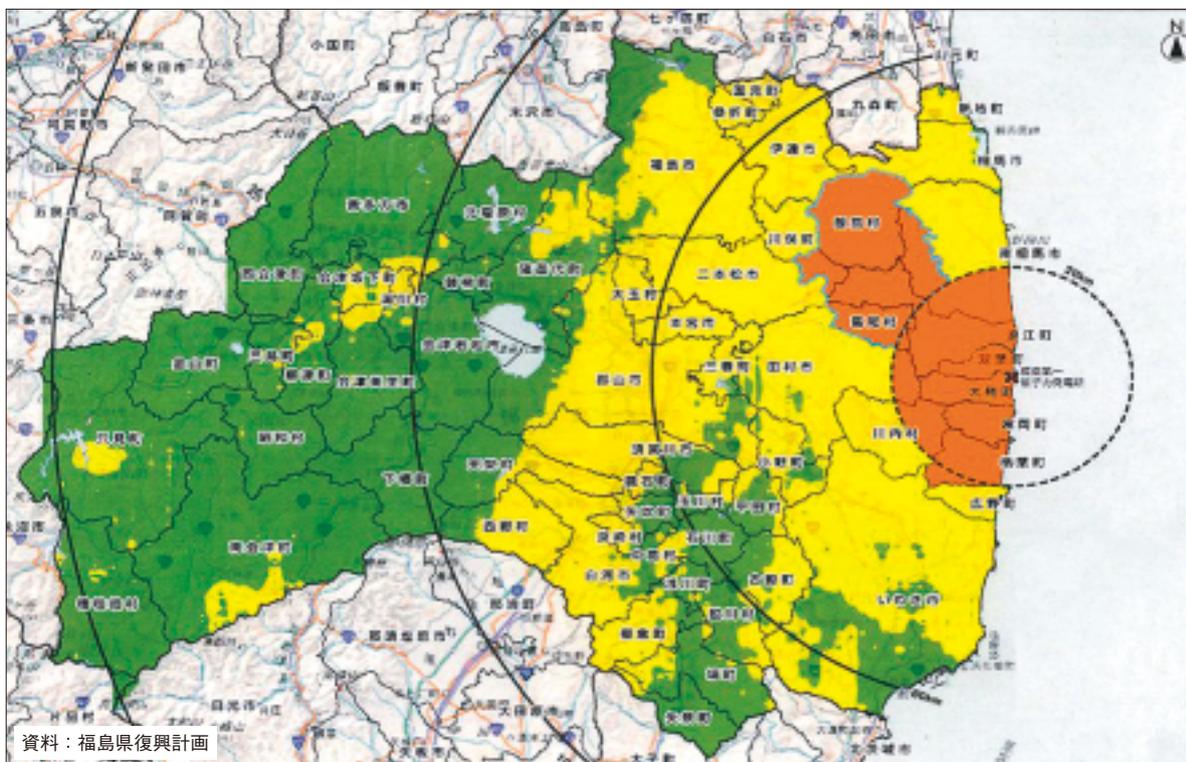
【主な事業】

- ◆町内4地点空間放射線量測定
- ◆水道水放射性物質モニタリング検査
- ◆放射線量計測器貸出し
- ◆町域を250m四方に分割した詳細線量調査
- ◆広報「こおり」発行
- ◆広報号外版「復興情報」発行
- ◆町ホームページ更新・管理

※活性炭注入装置：粉末活性炭を自動で原水に注入する装置。



資料：原発事故対策室 測定日時：平成23年11月7日～11月29日



- 除染特別地域：国が主体となって除染する地域
- 年間1ミリシーベルト以上：市町村が国の財政及び人的支援を受けて除染する地域

第2章

震災復旧と 防災強化の推進



巨大地震により倒れた塀を家族で片付ける

災害時等の危機管理体制の強化

第3編 第1章 (1)

- 福島盆地西縁活断層帯※による直下型地震災害や原発事故災害、風水害、山地崩壊など、あらゆる災害から町民の生命及び財産を守るため、甚大な被害を受けた東日本大震災の教訓を十分に生かし、防災対策や減災対策、避難対策など、被災に対して的確かつ迅速に対処できるよう、「地域防災計画」の抜本的見直しを行うとともに、「水防計画」の充実や「国民保護計画※」に基づき、多様な危機に対応できる総合的な体制づくりを強化します。
- 指定避難所数ヶ所に防災備蓄倉庫を整備し、食料品や生活必需品などの災害時用備蓄物の充実強化を図ります。また、災害時における水の確保を図るため、地下式貯水タンク(消防水利兼災害時の飲料水備蓄)や地下水を活用した共同井戸等の整備検討を進めます。
- 災害に関する警報や被害状況、避難勧告・指示などの重要情報が、より迅速かつ的確に伝達できるよう、現在稼動している町防災行政無線システムのデジタル化や町民への情報伝達システムの整備を進めます。
- 近隣市町や警察、自衛隊など関係機関との連携強化を図り、広域的防災体制を充実します。
- 平成23年7月に東京都荒川区と災害協定を締結しましたが、今後も県外地域との連携・協力による相互応援体制づくりを一層進めていきます。また、有事の際におけるライフラインの維持修繕や生活物資の確保のため、町内企業や各種団体等との協定締結を推進します。
- 地震や洪水等における避難行動の迅速化を図るため、避難経路や避難先の再確認とハザードマップ※の見直しを行い、町民への災害危険情報の周知徹底を強化します。



【主な事業】

- ◆「地域防災計画」の抜本的見直し
- ◆「水防計画」の充実
- ◆災害対策本部や水防対策本部の機能強化
- ◆防災備蓄倉庫整備事業
- ◆災害時備蓄物の強化
- ◆災害時水確保の検討
- ◆災害時情報伝達手段整備事業
- ◆関係機関との連携強化
- ◆県総合情報通信ネットワークシステム更新事業
- ◆防災協定締結推進
- ◆ハザードマップ見直しと周知徹底

※福島盆地西縁活断層帯：白石市付近から桑折町を経て、福島市土湯付近に至る全長約50kmの活断層。逆断層型の縦ずれ断層で断層の活動により、福島盆地に対して西側の土地が隆起している。

※国民保護計画：武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体等が作成する計画。

※ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

地域防災力の強化

第3編 第1章 (1)

- 町民一人一人が、東日本大震災の記憶を忘れることなく、災害に備える自助・共助意識を保ち、その意識を更に一層高められるよう、防災及び減災対策に関する自主的取組みの重要性を啓発します。
- 住民自治協議会や災害ボランティアセンター、赤十字奉仕団と連携し、各地区での地域防災訓練実施に取り組みます。また、防災リーダー育成のための研修や訓練を実施し、それぞれの地域実情に応じた住民連帯による自主防災組織結成を促進します。

【主な事業】

- ◆ 防災啓発の推進
- ◆ 町総合防災訓練事業の実施
- ◆ 自主防災組織結成促進
- ◆ 「桑折町震災の記憶誌」作成
- ◆ 各地区防災訓練の実施



重要性が増す地区防災訓練(伊達崎地区)

消防・救急救助体制の充実

第3編 第1章 (1)

- 火災・救急救助体制の充実に向けて、伊達地方消防組合や警察署、診療機関等への働きかけと緊密な連携を推進します。また、応急手当やAED(心臓救命装置)を使用する救命講習会を開催し、町民による救急救命知識の普及に努めます。
- 地域の消防・防災活動の中心となる消防団については、減少傾向にある団員確保を支援するとともに、女性消防団結成や消防団OB活用などを検討し、消防団活動を補完する体制整備づくりに取り組みます。また、地震などの自然災害や火災だけではなく、多様な災害を想定した研修や訓練を充実します。

【主な事業】

- ◆ 伊達地方消防組合等との連携
- ◆ 町消防団の運営
- ◆ 消防団補完体制の充実
- ◆ 救命講習会の開催
- ◆ 消防団加入促進支援
- ◆ 消防団員研修の充実

第2章 震災復旧と防災強化の推進

土砂災害防止の推進

第3編 第1章 (2)

- 半田山山系等の山地における深層崩壊や山腹崩壊による土砂災害を未然に防止するため、日常的な点検を強化するとともに、国有林・民有林を問わず治山事業の積極的な推進を図ります。
- 震災対策農業水利施設整備事業により、半田沼の耐震性点検や調査、必要な整備を実施することで災害を未然に防止します。

雨水浸水・洪水防止の推進

第3編 第1章 (2)

- 農業用排水路を含む生活・雨水排水路について、大雨などによる溢水防止と円滑な排水のため、全体的・系統的な流量計算に基づき、地域との協働による整備を含め、効率的・計画的に改修を進めます。また、雨水流出軽減対策として各家庭等における雨水の一時貯留タンクの設置を促進します。

生活支援と心のケア

- 被災者である町民の心のケアのため、健康相談及び精神障害者社会復帰相談事業などの精神保健事業を継続的に推進します。 第3編 第2章 (1)
- 今回の震災対応を検証し、災害などの緊急事態における安否情報の確認や支援を効果的かつ円滑に行えるよう、民生委員や町内会等と連携して情報収集を図り、要援護者のきめ細かい把握(台帳等整備)に取り組みます。また、医療機関や各種団体、関係事業所等とのネットワーク化を図ります。
第3編 第2章 (2)
- 東日本大震災被害世帯の生活の立て直しを図るため、生活資金貸付制度等の活用を支援します。
第3編 第2章 (2)
- 生活困窮者等の社会的・経済的自立を促進するため、県北保健福祉事務所や町社会福祉協議会など関係機関と連携し、経済的援助やきめ細かな相談・情報提供などの支援を一層推進します。また、火災や地震等による被災者が円滑に生活を再建できるよう、経済的援助や情報提供・相談などの支援も推進します。 第3編 第2章 (2)
- 高齢者の相談窓口である地域包括支援センター※の機能を強化するとともに、同センター運営協議会において適切な運営を図ります。 第3編 第2章 (3)

【主な事業】

- ◆精神保健事業
- ◆関係団体等(援護者間)ネットワークの構築
- ◆住宅等災害復旧資金利子補給事業
- ◆災害援護資金貸付業務
- ◆地域包括支援センター運営協議会に基づく適切な運営
- ◆要援護者台帳等の整備
- ◆生活資金貸付制度等の活用支援
- ◆生活保護支援
- ◆地域包括支援センター機能強化

※地域包括支援センター：地域住民の心身の健康維持や生活安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組みを実践していくことを主な業務としている。

安全で安心な生活環境づくり

- 東日本大震災で損壊した家屋の解体処理を早期に進め、安全で安心できる生活環境の確保に努めます。 第3編 第3章(1)



安全安心な生活環境に向けて家屋等解体処理事業*が進む

市街地における防災強化

- 快適な都市環境の形成に加え、都市生活における避難場所の確保や消防活動の円滑化など防災面での充実強化を図るため、公園やオープンスペースの計画的な整備を進めていきます。 第3編 第3章(3)
- 周辺住民の協力のもと、市街地にある狭い道(みなし道路)の拡幅や交差点の改良を進めるとともに、市街地を東西につなぐ道路の整備に努め、災害時における避難経路確保と緊急車両出入の円滑化を図ります。 第3編 第4章(3)

【主な事業】

- ◆オープンスペース整備事業
- ◆災害に強い安全安心な市街地の道路整備事業(社会資本総合交付金事業)

上下水道の安全性向上

- 大地震によって下水道施設が被災し、町内各所でマンホール内の滞水が発生したことを教訓とし、緊急時における汚水の排除体制整備を進めます。また、災害時の修繕や復旧作業を円滑に行うため、桑折町建設業組合や県北地区浄化槽管理協会など関係機関等との協定締結や、災害時の初動態勢を図るうえでの維持管理業務委託について検討を進めます。 第3編 第3章(4)
- 水道水の安定供給と破裂・漏水防止のため、道路整備等の関連も考慮して老朽管や石綿管の計画的改修、災害に強い耐震管の整備など、安定した施設の構築及び維持管理に努めます。 第3編 第3章(5)

【主な事業】

- ◆下水道施設整備・運営管理
- ◆水道施設整備事業
- ◆水道施設維持管理事業
- ◆内之馬場配水池送水管設置事業

*家屋等解体処理事業：東日本大震災により被災し、損壊した家屋、倉庫などについて、所有者からの申し込みにより解体撤去を町事業として行う。
なお、所有者からの申請受付は平成24年2月29日で終了した。

第2章 震災復旧と防災強化の推進

道路や橋梁等の復旧

第3編 第4章 (3)

- 幹線町道や生活道路の早期復旧を図り、防災機能を果たす交通ネットワークの整備を進めます。
- 橋梁などの施設については、経年による老朽化や災害に対応するため、優先順位を考慮したうえで、計画的な耐震化と長寿命化を推進します。



巨大地震で陥没した道路、町内数ヶ所で道路が寸断

【主な事業】

- ◆ 道路施設災害復旧事業
- ◆ 道路改良舗装事業
- ◆ 橋梁長寿命化計画の推進
- ◆ 町道・橋梁・農道・水路維持管理補修修繕業務

住宅対策等

- 被災宅地の復旧対策として、既存の災害関連事業の拡充や住宅・宅地関連助成制度等の対象拡大、新たな制度創設について同様の宅地被害を受けた自治体と連携して国に要望するなど、宅地等の所有者に負担軽減が図られるよう、被災宅地等の再建に向けた支援を行います。 第3編 第4章 (5)
- 大震災で被災した一部損壊住宅の修繕工事に対して助成金を交付し、居住環境の復旧を支援します。 第3編 第4章 (5)
- 「桑折町耐震改修促進計画※」に基づき、住宅耐震診断を行い耐震改修の促進を図ります。 第3編 第4章 (5)
- 災害により住宅を失った町民等に対して、応急仮設住宅や民間賃貸住宅の借上げ等により生活の拠点を確保します。また、安心して住生活ができるよう、入居者のケアや従来からのコミュニティの維持・再生、新たなコミュニティづくりのサポート等の生活支援を行います。 第3編 第4章 (5)
- 大地震で損壊した合併処理浄化槽の取換え支援のため、平成23年度に設置補助件数の拡大を実施しましたが、今後も被災状況を見定めた支援策の検討を進めます。 第3編 第3章 (4)

【主な事業】

- ◆ 造成宅地滑動崩落緊急対策事業
- ◆ 被災住宅修繕工事費助成金交付事業
- ◆ 住宅耐震診断事業
- ◆ 災害公営住宅整備事業※
- ◆ 被災状況を見定めた合併処理浄化槽取換え支援策検討

※桑折町耐震改修促進計画：大地震から町民の生命を守るため、耐震基準に適合しない建築物の耐震化を促進する。

※災害公営住宅：災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために賃貸する公営住宅。

公共施設や文化財等の復旧

- 保育所と幼稚園舎の耐震向上を図るとともに、震災により損壊した施設の完全復旧を計画的に進めていきます。 第3編 第5章 (2)
- 震災で損壊した学校及び給食施設の完全復旧に取り組みます。 第3編 第5章 (3)
- 震災や老朽化による影響が著しい中央公民館の耐震化改修工事を実施します。 第3編 第5章 (4)
- 旧伊達郡役所や種徳美術館、伊達朝宗墓所など、震災で被害のあった文化財及び文化財等公開施設の計画的修復を進めます。 第3編 第5章 (6)
- 震災による影響を踏まえた地区集会所の建設や補修に関する支援を行っていきます。 第3編 第7章 (2)
- 町の防災拠点としての機能強化、老朽化等に伴う耐震性向上や町民窓口利用の改善のため、役場新庁舎建設計画策定の検討を進めます。 第3編 第7章 (5)

【主な事業】

- ◆ 保育所及び園舎修繕事業
- ◆ 学校教育施設災害復旧事業
- ◆ 学校給食施設災害復旧事業
- ◆ 中央公民館耐震化改修工事事業
- ◆ 旧伊達郡役所耐震化修復事業
- ◆ 種徳美術館修復事業
- ◆ 被災した文化財等修復事業
- ◆ 地区集会所建設・補修支援
- ◆ 役場新庁舎建設計画策定の検討



早期開館に向けて 桑折町文化記念館

防災教育・防災管理の強化

第3編 第5章 (3)

- 子どもたちが、自らの危険を予測し回避する能力を高めるとともに、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育を推進します。
- 今回の震災と原発事故の経験から、災害発生時の避難場所・避難経路等の確認や点呼方法、保護者への連絡方法及びその周知、町防災担当部局や地域との連携などについて、保育所及び幼稚園、学校における対応マニュアルの整備と充実を図ります。

【主な事業】

- ◆防災教育の充実
- ◆保育所や幼稚園における安全指導
(緊急時の適切な対応等)の充実
- ◆防災管理の整備と充実



学校防災訓練の徹底(睦合小学校)

情報発信

- 町広報紙および町ホームページ、広報号外「復興情報」で、復旧や復興に関する進捗状況などの情報を随時発信していきます。 第3編 第7章 (1)
- 見直しを行った地域防災計画やハザードマップの周知徹底を図ります。 第3編 第1章 (1)
- 町政モニター会議※を有効に活用し、震災復旧の進捗状況等に関する町民意向の把握に努めます。

第3編 第7章 (1)

【主な事業】

- ◆広報「こおり」発行
- ◆町ホームページ更新・管理
- ◆ハザードマップの周知徹底
- ◆広報号外版「復興情報」発行
- ◆地域防災計画の周知徹底
- ◆町政モニター会議運営

※町政モニター会議：農業・商業・工業・教育・福祉など各界における代表者と4地区の代表者、一般公募者でモニター員を構成。町が行う施策について意見を伺う場として、平成22年度からスタートした。

第3章

新しい町づくりの推進



太陽光発電装置を設置した学校施設(醸芳中学校)

第3章 新しい町づくりの推進

新しい土地利用の推進

- 町土地利用に関する行政上の指針となる「国土利用計画桑折町計画」の策定に取り組み、自然環境との調和や東北中央自動車道の整備状況を踏まえた新しい土地活用を図ります。そのため、目的別に策定している都市計画や農業振興地域整備計画、森林整備計画などの個別土地利用計画との総合的調整を行います。 第3編 第4章(1)
- 東日本大震災復興道路として緊急整備される東北中央自動車道とのネットワーク構築と併せて、インターチェンジ建設周辺部の土地利用(都市計画)の見直しを早急に行います。 第3編 第4章(2)
- 市街化調整区域におけるコミュニティ維持と再生のため、地域集落等が主体的に立案した地区計画の推進にあたって、都市計画法および社会情勢、諸条件を検証し必要性が認められる場合は、福島県都市計画審議会の答申に基づき、市街化調整区域の線引き設定の見直しを検討します。 第3編 第4章(2)
- 福島蚕糸跡地については、現在、東日本大震災や原発事故災害に伴う被災者生活支援のための応急仮設住宅用地として緊急的に利用されていますが、今後は恒久住宅として災害公営住宅の整備や宅地開発計画など定住化促進も視野に入れた利活用計画の再構築を進めます。 第3編 第4章(2)

【主な事業】

- ◆ 「国土利用計画桑折町計画」の策定
- ◆ 都市計画区域の見直し
- ◆ 市街化調整区域における地区計画の活用
- ◆ 福島蚕糸跡地整備事業(災害公営住宅や宅地開発計画、緑地の整備)

再生可能エネルギーの活用推進

- 地球温暖化対策のため化石燃料の消費を抑えるとともに、原発事故が福島県内に甚大な被害をもたらしたことを踏まえ、国や県、町内企業と連携しながら、太陽光をはじめとした再生可能エネルギー※の活用を積極的に推進します。 第3編 第3章(2)
- 再生可能エネルギー活用や環境学習などの観点から、学校施設への太陽光発電装置の設置を更に進めます。 第3編 第5章(3)

【主な事業】

- ◆ 再生可能エネルギー導入に関する調査研究 (先進事例、地域資源、活用策等)
- ◆ 再生可能エネルギー導入に対する支援検討
- ◆ 住宅用太陽光発電装置設置支援
- ◆ 桑折町新エネルギービジョン※の見直し
- ◆ 省エネ型ライフスタイルの啓発推進
- ◆ 学校施設における太陽光発電装置設置事業

※再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ(水力・地熱・風力・太陽光など)、継続して利用できるエネルギー。

※桑折町新エネルギービジョン：環境にやさしい新エネルギー(太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など)の利用促進を図る指針。

第3章 新しい町づくりの推進

子育て支援の推進

- 乳児家庭全戸訪問事業を新規に立ち上げ、生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭を対象に子育てに関する情報提供や相談等を行います。 第3編 第5章 (1)
- 子どもの健やかな成長を支援するため、0歳から15歳(中学3年)までの医療費等の自己負担分を全額助成し、疾病の早期発見と治療を促進するとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減します。なお、県が検討している18歳以下の助成については、今後の動向を踏まえた対応を進めていきます。 第3編 第5章 (1)
- 子どもを産み育てやすく、地域全体で温かく育む環境をつくるため、「桑折町次世代育成支援行動計画」に基づく施策を着実に推進します。 第3編 第5章 (1)
- 児童手当の支給など、子育て期の経済的負担軽減のための支援を推進します。また、3人目以降の子ども出生家庭を対象とした子育てクーポン制度の導入検討を進めます。 第3編 第5章 (1)

【主な事業】

- ◆ 乳児家庭全戸訪問事業
- ◆ 「桑折町次世代育成支援行動計画」の推進
- ◆ 子育てクーポン制度導入検討
- ◆ 子ども医療費助成事業
- ◆ 児童手当支給業務

学校教育等の充実

- 知・徳・体のバランスの取れた質の高い教育の実現に向け、保育所から幼稚園、小学校、中学校まで学びの連続性と一貫性を図った教育を行います。 第3編 第5章 (2) (3)
- 平成20年度にスタートした「桑折町こども園※」については、総合的で一貫した乳幼児保育・教育の充実を図ります。 第3編 第5章 (2)
- 少子社会が進む背景の中で、幼児教育の一層の充実と適正化を図るため、幼稚園の統合について検討していきます。 第3編 第5章 (2)
- 地域人材の効果的活用を図り、郷土愛を育む教育や体験学習の充実を図ります。 第3編 第5章 (3)
- 国際化・情報化・環境問題などに加えて、震災・原発事故災害による情勢変化をとらえた教育課程の改善と開発、指導方法の改善に取り組みます。 第3編 第5章 (3)
- 老朽化した学校施設及び設備などを計画的に整備します。とりわけ、老朽化が著しい各小学校プールについては、代替施設(屋内町民プール)建設による一元化の検討を進めます。 第3編 第5章 (3)

【主な事業】

- ◆ 学校経営ビジョンを基盤とした各園・各校の共通実践と評価の活用
- ◆ 桑折町こども園保育計画の充実
- ◆ 地域学習の充実
- ◆ 情報通信技術の効果的活用
- ◆ 健康教育の充実
- ◆ 防災教育の充実
- ◆ 幼稚園統廃合計画の検討
- ◆ 英語指導助手受入事業
- ◆ 低炭素・循環型社会に対応した環境教育の充実
- ◆ 放射線教育の充実
- ◆ 学校プール一元化の検討

※桑折町こども園：保育所の在籍児童は0歳から2歳児とし、3歳児からは幼稚園教育を実施するもので、カリキュラムの整備や職員の合同研修、幼児間の交流などを通して、幼稚園と保育所の両事業が持つメリットを最大限生かす事業展開を図る。

学習やスポーツ、文化活動意欲の高揚

- 桑折町生涯学習推進基本計画※の見直し(事業内容や施設運営内容)を行い、生涯学習推進体制の充実を図ります。

第3編 第5章(4)

- 町民の学習意欲を高めるため、事業評価(改善・見直し)を徹底して各種講座や教室を開催し、自主的な学習活動のきっかけとなる機会提供に努めます。

第3編 第5章(4)

- 各地区単位での生涯学習機会を充実するため、地域人材を館長に登用するなど地区公民館組織と機能充実を図ります。

第3編 第5章(4)

- 震災で元気を無くした町民を勇気づけるためにも、文化や芸術に触れる機会の提供に努めます。

第3編 第5章(4)

- 老朽化している町民プールを廃止し、年間を通して利用できる屋内プール新設計画の策定を進め、町民がスポーツに親しめる環境充実を図るとともに、原発事故災害下における子どもたちの体育活動機会充実や、町民の健康づくりにつなげていきます。なお、震災で甚大な被害を受けた町民体育館は解体することになりますが、町民の施設利用の代替策としては小中学校施設の利用開放を進めていきます。

【主な事業】

◆各種講座や教室の開催

◆地区公民館機能の充実

◆芸術文化に触れる機会の充実

◆町民屋内プール新設計画の策定と推進



健康づくりに向けて 免疫カアップ講座

歴史ある文化財の保存と継承

第3編 第5章(6)

- 震災で被害を受けた桑折町文化記念館の早期開館に努めます。また、国の重要文化財「旧伊達郡役所」と貴重な美術品等を収蔵した「種徳美術館」については、管理運営主体の見直しを行います。

- 桑折西山城跡※の発掘調査や史跡内環境整備(放射能汚染対策や樹木伐採、除草管理体制など)を実施し、平成30年度の目標年次に向けた総合整備を計画的に進めていきます。



国指定史跡 桑折西山城跡の保存と活用

※桑折町生涯学習推進基本計画：平成17年3月策定。生涯学習を推進するため、本町に関わる全ての人々が共有する基本方針を示す。

※桑折西山城跡：伊達氏14代種宗が築いた居城跡。国の史跡に指定されている。

第3章 新しい町づくりの推進

社会情勢を見据えた下水道整備計画の見直し

第3編 第3章 (4)

- 下水道整備の全体計画については、東北中央自動車道の整備計画など今後の社会情勢を見据えながら、次期(平成29年以降)計画策定に向けて333.2haにおよぶ事業計画の見直し検討を進めていきます。

緑豊かな町並み景観づくり

第3編 第3章 (3)

- 震災によって空き地となった場所等を活用し、ポケットパーク(小広場)などの整備を行い、市街地における町並みの緑化や地域のふれあいと憩いの場づくりを進めます。
- 旧伊達郡役所周辺環境の整備として電線地中化を県とともに進め、歴史的景観の保全や地域と調和した魅力ある景観形成に努めます。
- 住宅地内の緑地の保全や生け垣等の緑化を促進するとともに、建築協定や緑化協定などの制度を活用し、緑豊かな町の景観づくりに向けて住民と協働によるルールづくりを行っていきます。

【主な事業】

- ◆ポケットパーク(小広場)整備事業
- ◆旧伊達郡役所周辺環境整備事業(道路、駐車場)
- ◆緑豊かな町の景観づくり促進
- ◆桑折地区電線共同溝事業

産業の6次化推進

第3編 第6章 (1) (2)

- 農工商の連携強化や、産業の6次化*事業に意欲的に取り組む人材確保等を図るため、異業種間交流会議を設置し、実践的な研修や研究等を通して、農業従事者の多様な事業展開を支援するとともに、中小企業や地場産業の生産活動の活性化につなげていきます。
- 本町は上質な桃の産地として有名であり、毎年、主力品種「あかつき」の出荷最盛期には皇室へ献上されるほどです。こうした桃をはじめとする美味しい農産物を活用した新商品開発を促進し、町産品の新たな付加価値とブランド力向上を図ります。

町有林の有効活用

第3編 第6章 (1)

- 森林涵養のため町有林等の間伐を行い、若者定住化促進策や公共施設整備などに木材として有効に活用を進めます。

*産業の6次化：1次産業×2次産業×3次産業＝6次産業という考え方にに基づき、1次産業(農林漁業)の従事者による2次産業(工業)や3次産業(商業)への取組みを新たな付加価値創造と農林漁業の活性化につなげる。主な取組みとしては産地直売所の設置や体験型農園、加工品販売などがある。

商業の活力づくり

第3編 第6章 (2)

- 商店街の活力維持と賑わいづくりのため、商店会や商工会などが主体的に実践する事業を支援します。また、震災で空き地となった場所の活用や駐車場の確保、憩いと集いの場づくりにつながる環境整備を促進します。

【主な事業】

- ◆ 商店街賑わい創出事業支援
- ◆ 商店街活性化推進事業支援
- ◆ プレミアム付共通商品券発行事業支援

交流人口の回復

第3編 第6章 (3)

- 風評被害払拭と桑折応援者拡大を図るため、町観光協会や町振興公社等とともに、交流都市や首都圏の県関連施設等で観光物産PR事業に取り組みます。また、町外での短期的なアンテナショップ開設など、観光物産PRの拠点施設の設置に向けて取り組みます。
- 老朽化や震災による町民研修センター「うぶかの郷」の改修工事等を計画的に進めるとともに、継続的な施設除染に取り組みます。また、経営状況の改善、町民の交流や憩いの場としての充実を図るため、施設利用内容の見直しを進めます。
- 東京都荒川区※をはじめとする地域間交流については、イベントへの相互参加など経済的交流だけに止まらず、子どもたちの活動交流や防災協力など様々な分野に良い影響が図られるよう継続的に交流事業を展開し、桑折応援者の拡大や地域活性化につなげていきます。
- 半田山自然公園及びその周辺について、体験型観光の拠点としての機能充実を図るため、例えば早田牧場跡地の利活用促進などについて地域振興団体等とともに検討を進めていきます。

町民窓口の利便性向上

第3編 第7章 (3) (5)

- 住民異動窓口と保健福祉関係窓口が分散している庁舎の現状は、窓口利用者が移動を余儀なくされるケースが多く、利便性向上の弊害となっていることから、役場庁舎への機能集約化に向けた検討を進めます。また、窓口機能集約化(ワンフロア化)を念頭に役場新庁舎建設計画策定の検討も進めていきます。



町民との信頼関係を築く

※東京都荒川区：東京都の特別区で、区の北東部を迂回するように隅田川が流れている。人口は約20万5000人。第2次世界大戦当時、本町が区民の疎開先だったことが縁で、醸芳小学校PTAが交流を始める。その後、町事業によるイベントや文化面での交流も加わり、平成23年7月には災害協定を締結した。

第3章 新しい町づくりの推進

行政改革の推進

第3編 第7章 (5)

- 町民本位の行政を目指し、主体的で効率的かつ柔軟な行政運営を行っていくため、「第5次行政改革大綱」・「第5次行政改革実施計画」に基づく取り組みを積極的に推進します。
- 平成24年度に組織機構(課・係)を一部見直し、行政機能の充実と総合計画の着実な推進を図ります。
- 「町民に寄り添う役場、町民に頼られる役場」として、優れた人材確保や研修制度の充実により、町の再生と復興、自治体経営を担う職員としての意識改革を図ります。また、行政需要の多様化や高度化、地方主権に対応するためにも、職員の危機管理能力・政策形成能力・情報収集能力の向上を図ります。
- 民間経験を有した職員を中途採用するなど、役場組織の活性化と現在の偏りある職員年齢構成の適正化を進めていきます。

財政の健全性維持

第3編 第7章 (6)

- 町税等の自主財源の積極的な確保策を講じ、持続可能な財政運営を図ります。また、総合計画の策定に伴い中期財政計画(H21策定)の見直しを行い、効率的で効果的な財政運営と収支バランスの維持に努めます。
- 「町民にわかりやすい予算書」を作成するなど、予算編成や決算状況をわかりやすく町民へお知らせします。

着実な復興と「こおり新時代」の到来をみんなで確認

第3編 第7章 (5)

- 平成27年1月に町制施行※60周年を迎えることから、桑折町の着実な災害克服と復興、新しい時代の到来を町民みんなで確認し合えるような記念事業の開催準備を進めていきます。



※町制施行：昭和30年1月、旧桑折町、睦合村、伊達崎村、半田村が合併し、現在の桑折町が誕生した。平成17年に50周年を迎え、記念式典を開催するとともに記念誌を発行した。